（電源開発促進税法の一部改正）

第十三条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2　前項の規定により第十三条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「一年」を「三年」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「二十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、二十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書の提出を怠つた者

第二十五条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第二十三条とする。

三　第十六条の規定に違反した者

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円以下の罰金又は科料」を「三十万円以下の罰金」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第二十四条とする。

三　第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

第二十七条中「第二十二条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第二十五条とする。

別表第一第十号の課税物件欄を次のように改める。

保険証券	1　保険証券とは、保険証券その他名称のいかんを問わず、保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項（損害保険契約の締結時の書面交付）、第四十条第一項（生命保険契約の締結時の書面交付）又は第六十九条第一項（傷害疾病定額保険契約の締結時の書面交付）その他の法令の規定により、保険契約に係る保険契約者が当該保険契約を締結したときに当該保険契約者に対して交付する書面（当該保険契約者からの再交付の請求により交付するものを含み、保険業法第三条第五項第三号（免許）に掲げる保険に係る保険契約その他政令で定める保険契約に係るものを除く。）をいう。

（国税通則法の一部改正）

第十五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十六条・第百二十七条」を「第百二十六条―第百二十八条」に改める。

第二条第六号ハ⑵中「第六項」を「第五項」に改める。

第六十五条第三項第二号ロ中「第二条第四十一号」を「第二条第三十八号」に改め、「、同条第四十二号に規定する清算中の予納額」を削り、「、同法第九十条」を「又は同法第九十条」に改め、「又は同法第百条（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき所得税の額」を削る。

第七十一条第二項中「又は法人税法」を「、法人税法」に、「事後設立をいう」を「現物分配又は同法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう」に、「同条第十二号の二」を「同法第二条第十二号の二」に、「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」を「、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人」に、「同条第十二号の三」を「同法第二条第十二号の三」に、「又は同条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人」を「、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人」に、「同条第十二号の七の二」を「同法第二条第十二号の七の二」に改める。

第百二十六条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第百二十七条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

第百二十六条　国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（国税徴収法の一部改正）

第十六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠ぺいし」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百八十八条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第一条中「租税条約」を「租税条約等」に改める。

第二条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「我が国以外の締約国（以下「相手国」という。）」を「相手国等」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　租税条約等　租税条約及び租税情報交換協定（租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税の賦課又は徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものをいう。）をいう。

三　相手国等　租税条約等の我が国以外の締約国又は締約者をいう。

第三条第一項中「の相手国」を「の相手国等」に改め、同条第四項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に、「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第二項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に、「第九条の五の二第三項」を「第九条の六第三項」に改め、同条第四項中「第九条の五の二第三項」を「第九条の六第三項」に改め、同条第五項中「相手国との」を「相手国等との」に、「当該相手国」を「当